

福祉ローン

(2022年4月1日適用中)

1	商品名	福祉ローン
2	お申込みいただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込時の年齢が満18歳以上の方 ○完済時年齢が満76歳未満の方 ○原則として勤続年数が1年以上の方 (自営業者等の給与所得以外の方は3年以上) ○安定継続した収入(前年税込年収)が150万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方 <p>*詳細については、お取引店にご確認ください。</p>
3	お使いみち	<p>ご本人またはその親族(2親等以内)のための福祉に関する以下の資金にご利用いただけます。ただし、事業資金、投機目的資金にはご利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費、介護費用・介護設備費用(治療費(歯科矯正含む)、入院費等の医療費、介護サービス費用、車椅子・医療用ベッド等の介護用品の購入・レンタル費用、介護施設入居費用、住宅改良(バリアフリー工事)費用等 ○育児費用(出産費、ベビーシッター利用費、学習机等の育児に必要な商品の購入費用等) *妊娠から小学校入学前までに要する費用が対象となります。 ○育児・介護休業取得中の生活費(育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金) ○災害復旧に必要な費用(暴風・暴雨・洪水・地震等の自然災害・火災等の被害からの復旧、および支援に必要な費用) *災害復旧に必要な費用については、親族は3親等以内の親族を対象とします。
4	ご融資金額	最高500万円(1万円以上1万円単位)
5	ご融資期間	最長10年(固定金利型) 最長15年(変動金利型)
6	ご融資金利	固定金利型、変動金利型から選択いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ○固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。 ○変動金利型 <ul style="list-style-type: none"> ①金利の上昇、低下によって適用金利が変更します。 ②既往融資の見直し…年2回、金利の見直しを行います。「無担保貸出標準利率」を基準金利として、i 4月1日現在の基準金利を6月の返済日の翌日より適用、ii 10月1日現在の基準金利を12月の返済日の翌日より適用します。
7	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等・利息分割後取返済、または元利均等・利息分割後取加算併用返済(ただし、加算併用返済部分は総貸付額の50%以内です。) *元利均等・利息分割後取返済とは、毎月支払う元利金(元金と利息の合計=1回あたりの返済額)が一定である返済方式です。 *給与所得で一時金支給のある方が、加算併用返済をご利用できます。 ○据置期間をご利用できます。 育児・介護休業取得期間中は元金返済を据置くことができます。その間は利息のみご返済となります。据置期間終了後は、元利均等・利息分割後取返済または元利均等・利息分割後取加算併用返済により、元利金をご返済いただけます。 ○変動金利型により適用金利が変更した場合、次の通り返済方法を見直します。 <ul style="list-style-type: none"> ①金利が上昇した場合…金利変更の都度、返済金を見直します。 ②金利が低下した場合…返済金は見直しません。

〔商品概要説明書〕

8	担保	不要です。
9	保証	○当金庫指定の保証機関(一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 ○保証料は、金庫負担となります。 ○保証人は、原則不要です。
10	その他	お使いみちの確認書類のほか、対象ご親族の確認書類を提出いただきます。詳しくはお取引店にお問い合わせください。
11	商品に関するお問い合わせ	○フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時
12	苦情処理措置(ろうきんへの相談)	○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62 ○受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https:// www.tohoku-rokin. or. jp
13	紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	○東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。 ○また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時

- 返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算ができます。
- 現在の金利については、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
- その他、詳しくはお取引店へお問い合わせください。
- ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

東北ろうきん